

◎飲料水

(1) 水道法に基づく水質検査

「水質基準に関する省令の一部を改正する省令(平成 23 年 1 月 28 日厚生労働省令第 11 号)」

項 目	基 準 値	項 目	基 準 値
1	一般細菌 1mL の検水で形成される集落数が 100 以下であること	27	総トリハロメタン 0.1mg/L 以下
2	大腸菌 検出されないこと	28	トリクロ酢酸 0.2mg/L 以下
3	カドミウム及びその化合物 カドミウムの量に関して、0.003mg/L 以下	29	ブフェジカロメタン 0.03mg/L 以下
4	水銀及びその化合物 水銀の量に関して、0.0005mg/L 以下	30	ブフェホルム 0.09mg/L 以下
5	セレン及びその化合物 セレンの量に関して、0.01mg/L 以下	31	ホルムアルデヒド 0.08mg/L 以下
6	鉛及びその化合物 鉛の量に関して、0.01mg/L 以下	32	亜鉛及びその化合物 亜鉛の量に関して、1.0mg/L 以下
7	ヒ素及びその化合物 ヒ素の量に関して、0.01mg/L 以下	33	アルミニウム及びその化合物 アルミニウムの量に関して、0.2mg/L 以下
8	六価クロム化合物 六価クロムの量に関して、0.05mg/L 以下	34	鉄及びその化合物 鉄の量に関して、0.3mg/L 以下
9	亜硝酸態窒素 0.04 mg/L 以下	35	銅及びその化合物 銅の量に関して、1.0mg/L 以下
10	シアン化物イオン及び塩化シアン シアンの量に関して、0.01mg/L 以下	36	ナトリウム及びその化合物 ナトリウムの量に関して、200mg/L 以下
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素 10mg/L 以下	37	マンガンを及びその化合物 マンガンの量に関して、0.05mg/L 以下
12	フッ素及びその化合物 フッ素の量に関して、0.8mg/L 以下	38	塩化物イオン 200mg/L 以下
13	砒素及びその化合物 砒素の量に関して、1.0mg/L 以下	39	カルシウム、マグネシウム等(硬度) 300mg/L 以下
14	四塩化炭素 0.002mg/L 以下	40	蒸発残留物 500mg/L 以下
15	1,4-ジシロキサ 0.05mg/L 以下	41	陰イオン界面活性剤 0.2mg/L 以下
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン 0.04mg/L 以下	42	ジエチルシロキサン 0.00001mg/L 以下
17	ジクロロメタン 0.02mg/L 以下	43	2-メチルイソプロパノール 0.00001mg/L 以下
18	テトラクロロエチレン 0.01mg/L 以下	44	非イオン界面活性剤 0.02mg/L 以下
19	トリクロロエチレン 0.01mg/L 以下	45	フェノール類 フェノールの量に換算して、0.005mg/L 以下
20	ベンゼン 0.01mg/L 以下	46	有機物(TOC) 3mg/L 以下
21	塩素酸 0.6 mg/L 以下	47	pH 値 5.8 以上 8.6 以下
22	クロロ酢酸 0.02mg/L 以下	48	味 異常でないこと
23	クロロホルム 0.06mg/L 以下	49	臭 気 異常でないこと
24	ジクロロ酢酸 0.04mg/L 以下	50	色 度 5 度以下
25	ジブフェジカロメタン 0.1mg/L 以下	51	濁 度 2 度以下
26	臭素酸 0.01mg/L 以下		

(平成 26 年 4 月 1 日から施行)